

**藤枝駅前一丁目6街区第一種市街地再開発事業
特定業務代行者公募のお知らせ**

令和6年6月19日

藤枝駅前一丁目6街区第一種市街地再開発事業において、このたび特定業務代行者を公募します。本件に応募資格を有し、関心をお持ちの方は、要項書の配布を行いますので、お問い合わせ先までご連絡下さい。

◆主な業務範囲

施設建築物新築工事等の施工及び設計協力その他支援業務

◆応募資格及び制限

(1)応募の条件

参加表明書の提出が応募の条件となっています。共同企業体での応募も可能です。

(2)応募者の資格

①地上14階以上のマンションの施工実績を有すること。共同企業体での応募の場合、地上14階以上の施工実績は、1社のみの実績でよいものとする。

②暴力団若しくはこれらに準ずる手続きの開始の申し立てを受けたものでないこと。

③事業遂行に必要な資力信用を有すること。

(3)応募者の制限

事業提案書提出日において、破産、民事再生、会社更生その他これに順ずる手続きの開始の申し立てを受けた事業者又は申し立てをした事業者は、本事業提案に応募できません。また、共同企業体での応募の場合、構成員のうち1企業でも該当する場合は原則として失格とします。

◆要項書の配布方法

令和6年6月19日(水)～7月3日(水)、各日10:00～17:00まで要項書の配布を行いますので、下記の間合せ先まで申出のこと。(土日祝日は除く。)

[間合せ先] 藤枝駅前一丁目6街区特定業務代行者募集事務局

(株)アールアンドデイ新建築都市研究所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿六丁目25番8号オフィスアネックス203

TEL:03-3348-5088 E-mail:mita-masaru@r-and-d.co.jp(担当:三田)